

# 中心市街地活性化起業化支援制度を ご利用ください

稚内の中心市街地は、キタカラや稚内駅のオープンにより、多くの人の交流が生まれるエリアとなりました。

市では、このエリアにさらなる賑わいを創出させることを目的として、中心市街地活性化計画で定めている区域内で、空き店舗を利用して起業する方に対して助成を行っています。

これまで、平成24年度に2件、平成25年度に1件が当制度を利用して起業しています。

## ◆制度内容

### 対象区域

平成21年認定稚内市中心市街地活性化基本計画に定める区域  
(港2丁目～中央1丁目)

### 対象者

- 中心市街地の空き店舗を利用して、新たに起業する方
- 他地区で起業しているが、新たに中心市街地で事業拡大を行う方、または、別の業種で出店する方

### 助成の条件

- 事業継続が3年以上見込まれる方
- 市民であり、市税を滞納していない方

### 対象の業種

卸売業・小売業、サービス業、飲食業、教育・学習支援業等

※ただし、飲食業においては、酒類の提供が主目的の営業及び風俗法第2条に規定される営業は除きます。

### 助成額

● 家賃助成：家賃の50%以内(上限は月

5万円)で最大12か月分

● 設備助成：初期設備工事の30%(上限50万円)

募集期限／9月30日(火)

### ◆相談・申請について

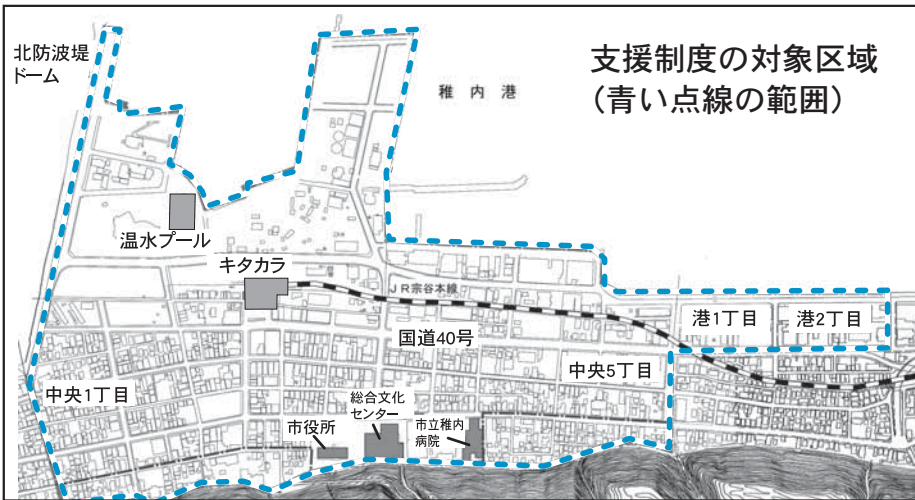
株式会社まちづくり稚内(キタカラ内)が窓口となり、起業相談や申請手続きを行っていただきます。お気軽にお問い合わせください。

### 問い合わせ

株式会社まちづくり稚内

(キタカラ1階)

☎ 2910277



## 中小企業の皆さんを応援します!! 融資・保証制度のご案内

### 稚内市融資・助成制度

#### 中小企業特別融資制度

～ 低利の融資を斡旋し、保証協会の保証料を助成します～

種別	限度額	貸付期間	貸付利率	貸付の要件
運転資金	1,500万円	5年以内	短期:1.475%	● 農林漁業、遊興娯楽業など一部の業種を除く ● 銀行取引停止処分、借入金返済の遅滞、市税の滞納がないこと ※納税証明書(資格審査等申請用)の提出が必要です。
設備資金	5,000万円			
店舗等近代化資金	3,000万円			
商店街環境整備資金				

#### 企業立地促進条例に基づく助成制度

～ 工場等の新増設・設備投資を支援します。製造業のほかソフトウェアや情報処理提供サービス業、工業製品開発のための試験研究施設が対象です～

種別	要件	助成内容	限度額
施設設置費助成金	● 設備投資額 2,700万円を超えること (市税条例による課税免除対象者を除く)	固定資産税相当額(3年間)	1,000万円
雇用奨励助成金	● 設備投資額 2,700万円を超えること ● 新規雇用者が5人以上	新規雇用者1人につき20万円	
用地取得費助成金	● 設備投資額 2,700万円を超えること ● 新規雇用者が5人以上 ● 市内に工場等を有していないこと	取得費の2分の1	5,000万円

市では、中小企業の経営安定や設備の近代化などを支援するため、各種融資や助成を行っています。お気軽にご相談ください。

#### 中小企業振興条例に基づく助成制度

～ 中小企業者等の自主的な努力を支援します～

種別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額
商店街活性化助成金	商店街振興組合など	商店街の集客力を強め、販売を促進する事業	10分の3	50万円
商店街空き店舗活用事業助成金		空き店舗を展覧会場等の無料開放施設として活用する事業		改装費 100万円 賃借料 月10万円
新製品等研究開発助成金	中小企業者など	新製品・新技術の研究開発を行う事業	2分の1	1,000万円
中小企業組織化助成金	中小企業者	中小企業団体・商店街振興組合等を組織する事業		20万円
人材育成助成金	中小企業者など	中小企業大学校が主催する研修に経営者・従業員が参加する事業		1人 3万円 1事業所 15万円

### 国の保証制度

#### セーフティネット保証 (5号認定)

～ 原油・原材料価格や仕入れ価格の高騰、景気悪化の影響を強く受けている中小企業を対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が一般保証と別枠で保証します～

#### 認定要件

- (イ) 指定業種に属する事業を行い、最近3か月間の平均売上高が前年同期比5%以上減少していること。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行い、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。
- (ハ) 指定業種に属する事業を行い、円高の影響により最近1か月間の売上高が前年同月比10%以上減少かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比10%以上減少する事が見込まれること。

保証限度額	2億8,000万円以内(うち無担保8,000万円以内)
保証料率・保証期間	北海道信用保証協会旭川支店へお問い合わせください。☎ 0166-24-1441 FAX 0166-25-5649
対象事業者	対象業種は一部の例外業種を除いた中小企業となります。指定業種については、中小企業庁ホームページをご覧ください。 <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm">http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm</a>
申請書類	認定申請書および添付書類に関する場合は、市ホームページをご覧ください。 <a href="http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/safe_hosyoseido.html">http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/safe_hosyoseido.html</a>

問い合わせ／市水産商工課商工・労働グループ ☎ 23-6467